秋の火災予防運動

●**実施期間**　11月1日～7日

●**防火標語**　火の確認　いい日を支える　いい習慣

●**4つの習慣**

・寝たばこはしない、させない
・ストーブのまわりに燃えやすいものを置かない
・コンロの火のそばを離れない
・コンセントのほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

●**6つの対策**

・安全装置付きストーブ・コンロの使用
・住宅用火災警報器の点検と、10年目安の交換
・整理整頓と防炎品（寝具、カーテン等）の使用
・消火器の設置と、使い方の確認
・要配慮者の避難経路・方法の事前確保
・防火防災訓練への参加など、地域ぐるみの防火対策

●**期間中の活動**

・11月1日　8時　防火パレード
・11月1日　9時　サイレン吹鳴
・11月1日　13時30分　防災訓練（旧下岩川小学校周辺）
・警戒広報巡回

◆**問い合わせ先**
町民生活課　消防防災係
☎85-4823
三種消防署　予防担当
☎85-3100

11月9日は119番の日

119番通報をするとき、気が動転して正確に情報を伝えられないことがあります。119番通報の流れを確認し、いざというときに備えておきましょう。

119番通報の流れ

火災 / 救急

1. 火災ですか？救急ですか？
2. 場所（住所）はどこですか？（付近の目標物など）
3. 何が燃えていますか？
4. けが人や逃げ遅れた人はいますか？
5. 傷病者の状況を教えてください
6. 誰がどうしましたか？
7. あなた（通報者）の名前と電話番号を教えてください

●**緊急通報機能に関するお願い**

スマートフォンが衝撃を受けると、意図せず「119番」に繋がることがあります。消防署から電話がありましたら、救急・救助等が必要かをお伝えください。

◆**問い合わせ先**
能代山本広域市町村圏組合
消防本部　通信指令室
☎52-3311

物品等入札参加資格審査申請のお知らせ

令和9・10年度に町が発注する物品の買入れ等の競争入札について、参加を希望する事業者の申請を受け付けします。

●**受付期間**　12月1日～2月1日

●**資格の有効期間**　令和9年4月～令和11年3月

●**申請方法**　総務課へ持参・郵送または電子申請
詳しくは、町ホームページをご確認ください。（11月公開予定）

◆**申請・問い合わせ先**
総務課　管財係
☎85-4816

消防団員募集！

地域の防災、住民の生命と財産を守るため、消防団員として一緒にがんばりましょう！

◆**問い合わせ先**
町民生活課　消防防災係
☎85-4823

広告
安心できる地元の工務店
夏涼しく　冬暖か
＊小さな家から大きな家まで造ります＊
一般建築（設計・施工）新築・リフォーム・修理
後藤工務店　秋田県知事許可（般－7）第80204号
秋田県山本郡三種町森岳字森谷地136－1　代表　後藤正春
TEL 0185－83－3033　FAX 0185－83－3045

相続・遺言・会社設立・許認可
『何から始めればいいの？』という段階からご相談ください。
手続の流れや必要書類について、わかりやすくご説明いたします。
珍田行政書士事務所
行政書士　珍田　陽（ちんだ　あきら）
〒018-2305　秋田県山本郡三種町外岡字羽立39番地
広告 電話：090-9030-4331　メール：akira.chinda@gmail.com